

社会 保 障

問題 49 日本の社会保障制度の歴史的展開に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1950年(昭和25年)の社会保障制度審議会の勧告では、日本の社会保障制度は租税を財源とする社会扶助制度を中心に充実すべきとされた。
- 2 1961年(昭和36年)に国民皆保険が実施され、全国民共通の医療保険制度への加入が義務づけられた。
- 3 1972年(昭和47年)に児童手当法が施行され、事前の保険料の拠出が受給要件とされた。
- 4 1983年(昭和58年)に老人保健制度が施行され、後期高齢者医療制度が導入された。
- 5 1995年(平成7年)の社会保障制度審議会の勧告で、介護サービスの供給制度の運用に要する財源は、公的介護保険を基盤にすべきと提言された。

問題 50 「平成28年度社会保障費用統計」(国立社会保障・人口問題研究所)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 2016年度(平成28年度)の社会保障給付費は、150兆円を超過した。
- 2 2016年度(平成28年度)の社会保障給付費を部門別(「医療」, 「年金」, 「福祉その他」)にみると、「福祉その他」の割合は1割に満たない。
- 3 2016年度(平成28年度)の社会保障給付費を機能別(「高齢」, 「保健医療」, 「家族」, 「失業」など)にみると、「家族」の割合は1割に満たない。
- 4 2016年度(平成28年度)の社会保障財源における公費負担の割合は、社会保険料の割合よりも大きい。
- 5 2015年度(平成27年度)における社会支出の国際比較によれば、日本の社会支出の対国内総生産比は、フランスよりも高い。

問題 51 会社に勤めている人が仕事を休業した場合などの社会保障制度上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 健康保険の被保険者が病気やケガのために会社を休んだときは、標準報酬月額額の2分の1に相当する額が傷病手当金として支給される。
- 2 厚生年金の被保険者に病気やケガが発生してから、その症状が固定することなく1年を経過し、一定の障害の状態にある場合は、障害厚生年金を受給できる。
- 3 育児休業を取得する場合に支給される育児休業給付金は、子どもが3歳になるまでを限度とする。
- 4 労働者が業務災害による療養のため休業し、賃金を受けられない日が4日以上続く場合は、労働者災害補償保険による休業補償給付を受けられる。
- 5 育児休業期間中の厚生年金保険料は、被保険者分のみ免除される。

問題 52 遺族年金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 死亡した被保険者の子が受給権を取得した遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父または母がある間は支給停止される。
- 2 死亡した被保険者の子が受給権を取得した遺族基礎年金は、その子が婚姻した場合でも引き続き受給できる。
- 3 遺族基礎年金は、死亡した被保険者の孫にも支給される。
- 4 受給権を取得した時に、30歳未満で子のいない妻には、当該遺族厚生年金が10年間支給される。
- 5 遺族厚生年金の額は、死亡した者の老齢基礎年金の額の2分の1である。

問題 53 医療保険制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 後期高齢者医療制度には、75歳以上の全国民が加入する。
- 2 後期高齢者の医療費は、後期高齢者の保険料と公費で折半して負担する。
- 3 都道府県は、当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険を行う。
- 4 健康保険組合の保険料は、都道府県ごとに一律となっている。
- 5 協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)の給付費に対し、国は補助を行っていない。

問題 54 事例を読んで、子育て支援などに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

会社員のDさん(32歳、男性)と自営業を営むEさん(30歳、女性)の夫婦は、間もなく第1子の出産予定日を迎えようとしている。Dさんは、厚生年金と健康保険の被保険者で、Eさんは国民年金と国民健康保険の被保険者である。

- 1 Eさんは、「産前産後期間」の間も国民年金の保険料を支払わなければならない。
- 2 Eさんが出産したときは、国民健康保険から出産育児一時金が支払われる。
- 3 Dさんが育児休業を取得する場合、健康保険から育児休業給付金が支給される。
- 4 Dさん夫妻の第1子の医療保険給付の一部負担は、義務教育就学前までは3割である。
- 5 Dさん夫妻の第1子が3歳に満たない期間については、月額2万円の児童手当が給付される。

(注) 「産前産後期間」とは、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間を指す。

問題 55 事例を読んで、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Fさん(65歳、女性)は、22歳からアパレル関係の大企業で正社員として働き、厚生年金にも加入していた。その後会社員の夫と結婚し、35歳の時に退職して専業主婦になった。48歳の時に個人事業主として手芸店を開き、現在ではかなりの事業収入を得ている。

- 1 Fさんが大企業で働いて厚生年金に加入していた時には、給与の額にかかわらず毎月定額の保険料を支払っていた。
- 2 Fさんは通算して10年以上年金制度に加入しているので、老齢基礎年金を受給できる。
- 3 Fさんが専業主婦であった期間は、Fさん自身が国民年金の保険料を納付する必要はない。
- 4 Fさんは、事業収入に応じた年金保険料を支払わなければならない。
- 5 Fさんは65歳なので老齢厚生年金を受給できるが、事業収入が基準を超える場合は年金額が減額される。